

安倍政権の『働き方改革』に反対する決議

安倍政権がすすめる『働き方改革』は、「長時間労働の慣行を断ち切る」「同一労働同一賃金の実現」等、「労働者の立場に立った」かのような言葉が並べられています。これは頻繁に報道され、労働者の好感度を得ており、安倍政権に批判的な労働者でも、「良い点は評価し、『働き方改革』の枠組みで進めさせていけばよい」といった考えも出ています。しかし『働き方改悪』の中身を精査していくと、とてもそのような楽観的な考えには至りません。

「同一労働同一賃金」の言葉だけが先行していますが、『働き方改革』では、「企業の『人材活用の仕組み』が異なれば、職務内容が同じ労働者でも、賃金に差をつけるのは合理的である」「業績・成果・能力の違いを反映させるべき」とする内容で、賃金の個別管理化・査定強化を促進しています。

「長時間労働の是正」に関しては、その検討会で「企業競争力を阻害するような上限規制は本末転倒」「規制は柔軟で弾力的に」という経営者側の意見をベースに議論しています。一方、労働基準法「改正」法案には、①残業支払いをごまかす「裁量労働制の拡大」、②すべての労働時間関連の保護規定をはずす「高度プロフェッショナル制度創設」が議論されており、長時間労働の削減どころか、逆に拡大につながりかねない状況です。

そしてあまり報道されませんが、『働き方改革』では、テレワークなど追加収入のための副業等を推奨しつつ、その狙いは、労働者保護に欠けた裁量労働化と個人請負化で「雇用されない働き方」を推進し、個人労働者に任せて、使用者は雇用責任を免れるという、経営者にとって都合の良いものが提起されています。

以上のように、『働き方改革』の内容は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すため、財界・経営者にとって使いやすい安価な労働力の調達を容易にするものです。

私たち金融労連は、安倍政権の『働き方改革』の欺瞞性と真の狙いを暴き、その本質を多くの労働者に宣伝し、反対の運動を進めて行くことが重要です。労働法制の改悪に断固反対するとともに、17春闘を通じてより多くの国民や労働者と連帯して運動を進めます。

以上決議する。

2017年1月29日

全国金融労働組合連合会 第11回中央委員会